

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

臨時号

虐待・不適切保育への向き合い方

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表
園を護る顧問弁護士として、
全国の園をサポートしながら、
各地で研修・講演活動や
園向けの著作活動を行っている
株式会社チャイルド社・
株式会社幼保経営サービス
取締役副社長



弁護士 保育士
おもちゃコンサルタント
柴田 洋平

Q

uestion

園での虐待・不適切保育について、どんなことをすれば良いの？

園の保育者の園児への虐待ニュースが社会的に大きな関心を集めています。園長として、このテーマについてどう職員に向き合うか、万一の時にどうすれば良いのか、報道に触れる度に不安を感じます。



恐れずに話をし、確認を！

A

nswer

園の中で正面から話題にし、自園では決して起こさない、ということを皆で共有しましょう。万一の事態に備えて対応の要点・ステップも頭にいれておいてください。

園で話題とする・日々の保育への向き合い

恐れず話題にしなければなりませんし、もし不安があるなら尚更、その不安を乗り越えて園の話題にしなければなりません。全くそのような雰囲気がないければ、笑って、日々の適切な保育を確認すれば良いのです。他方で万一、虐待の気配があるなら、それを未然に防ぐことにも繋がります。

これを機会に、殴る・食事を与えない等の明らかに虐待となる行動は別として、保育に必要な取組みのどこに虐待の境界があるのか話し合うことも有意義です。たとえば「無理やり食事を食べさせるの「無理やり」はどこから？や、園児に教育的な指導をするときに、どのような言い方・トーン・フレーズを使うべきなのか？などです。

答えのある問いではありませんが、白黒のラインを考えられる園・保育者であれば、明らかな「黒」である虐待・不適切保育が起きづらい環境になるでしょう。

白？黒？

虐待？

虐待対応の要点

以下は、万一の虐待・不適切保育が園内である・あった、という情報を得た場合の対応の要点です。

ステップ1 「調査・分析」

園の管理者に情報提供があったとして、「どのような事実があるのか・ないのか」、ここを疎かにしたまま対応を進めることで、後に「園」の対応の拙さ、園への批難に繋がります。調査の結果は勿論、方法についても、しっかりと「記録」を残してください。



当事者へ適切な対応と説明を



現在根深い社会問題となっている「児童虐待」。本書では、虐待の定義を明確化し、園における保護者支援としての対応と、園内研修を通じた職員のスキルアップ、そして園内での虐待についても解説しています。

■ISBN: 978-4-925258-42-5
■企画: 柴田豊幸 / 編著: 柴田洋平
板垣義一 / 監修: 金子恵美
■判型: AB判
■頁数: 124



詳細はこちらから▶

A

answer (後半)

ステップ2 「関係者」への報告

事態の進捗や調査の結果も踏まえて、ケースに合わせた「関係者」への報告が必要です。

関係者といっても様々で、①情報提供者、②職員（管理職・リーダー層、職員全般）、③保護者、④自治体、⑤他の保護者全体、⑥役員などに対し、誰に、いつ、どのような情報を、どのような 방식으로伝えたか。これについても、園で、内容に応じた合理的な動きを考えなければなりません。

ステップ3 「当事者」への対応

虐待・不適切保育が確認できた場合、できない場合、いずれも、ケースの当事者である保育者や園児・保護者に、どのような対応（保育環境・処遇の変更）をするか、しないかを決定します。合わせて当事者たちにも説明します。

職員に処分を下す場合などは、労働法令にも留意しなければなりません。

まとめ：園の説明責任が高まる時代に

いずれにせよ、「園がなぜそうしたのか、全て合理的に説明ができるように考えておく（すべき対応ができないとしてもそれが出来ない理由も準備する）」ことが肝要です。

レーヴ法律事務所では、①実際に虐待・不適切保育が確認された場合の関係者への対応ケース、②関係者の誤解によって虐待・不適切保育を訴えていると思しきケースなど関連する事案について園を助け守るべく顧問弁護士として取り組んでいます。また、そのような知見を「選ばれる園になるための虐待対応」に著し、園に役立つ情報の普及に努めています。

最後に：専門家として思うこと

私も一人の園児の保護者として、コロナ禍での保育を続ける全国の園の先生方に頭が下がる想いで日々の業務に取り組んでいます。保育者の園児への虐待は許されぬことですが、過熱する報道や保育者の逮捕まで至り、遺憾の念に堪えません。

園の保育中に虐待で園児が死亡した事例は極まれですが、毎年80人近くの児童が保護者による家庭での虐待で死亡しています（親子心中含む）。園・先生方には、園児に「適切な保育」を行いながら、「家庭での虐待を発見」する大事な役割があることをもう一度思い出しましょう。

何かお困りの際は遠慮なくレーヴ法律事務所にお問合せください。

